あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

## 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第108号)の施行により、規定を整備するとともに、文言整理を行う必要がある。

あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(あきる野市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 あきる野市税賦課徴収条例(平成7年あきる野市条例第36号)の一部を次のよう に改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象 扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

(あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(令和2年あきる野市条例第21 号)の一部を次のように改正する。

第34条の4の2第1項の改正規定中「又は各計算期間」及び「及び計算期間」を削り、 同条第2項の改正規定中「又は各計算期間」を削り、同項ただし書の改正規定中「第71 条第1項」の次に「又は第144条の3第1項」を加え、「改め」の次に「、「もの」の次に「(法人税法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。)」を加え、同条第3項第1号の改正規定中「及び」を「を削り、」に、「削り」を「「又は第144条の13」に」に改め、同項第3号の改正規定中「又は計算期間」を削る。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中あきる野市税賦課徴収条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項 の改正規定並びに附則第5条の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和 6年1月1日
  - (2) 第2条の規定 公布の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後のあきる野市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前のあきる野市税賦課徴収条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税 について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。